

2025 年 7 月 4 日

各 位

会 社 名 ア ス ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 吉 岡 晃
 (コード番号:2678 東証プライム)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 C F O 玉 井 継 尋
 TEL 03-4330-5130

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更および役員人事に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 4 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、2025 年 8 月 5 日開催予定の第 62 回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更および役員人事を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役会および監査役に関する規程の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法 459 条第 1 項の規定にもとづき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）を削除するものです。
- ③ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 8 月 5 日（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 8 月 5 日（予定）

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

2025年8月5日開催予定の第62回定株主総会に付議予定

氏 名	現在の役職	
吉岡 晃	代表取締役社長 C E O（最高経営責任者）	再任
玉井 継尋	取締役 C F O（チーフ・フィナンシャル・オフィサー） リスク担当・経理財務担当・情報開示担当 経営・品質 K P I 担当	再任
川村 勝宏	取締役 C O O（最高執行責任者）	再任
保苅 真一	取締役 C T O（チーフ・テクノロジー・オフィサー）	再任
市毛 由美子	独立社外取締役	再任
青山 直美	独立社外取締役	再任
秋元 里奈	独立社外取締役	再任
石坂 信也	—	新任
秀 誠	—	新任

※石坂 信也氏は独立社外取締役候補です。

<ご参考> 新任の取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴
いしざか のぶや 石坂 信也 (1966年12月10日生)	1990年4月 三菱商事(株)入社 2000年5月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長（現任） 2012年6月 (株)インサイト 代表取締役社長 2013年8月 (株)ベンチャーリパブリック 取締役 2014年9月 (株)GDO ゴルフテック（現(株)ゴルフダイジェスト・オンライン）代表取締役社長 2015年4月 (株)インサイト 取締役 2015年5月 旧(株)ベルシステム 24 ホールディングス 取締役 2015年9月 (株)ベルシステム 24 ホールディングス 社外取締役（現任） 2016年4月 GolfTEC Enterprises, LLC（米国） 取締役 2016年11月 キッズゴルフ(株)（現(株)ゴルフダイジェスト・オンライン） 代表取締役社長 2017年4月 GDO Sports, Inc（米国） 代表取締役社長（現任） 2017年11月 （一社）日本スピードゴルフ協会 代表理事（現任） 2018年7月 GolfTEC Enterprises, LLC（米国） 取締役会長（現任） 2021年3月 (株)GDO ゴルフテック（現(株)ゴルフダイジェスト・オンライン） 取締役

ひで まこと 秀 誠 (1979 年 1 月 23 日生)	2002 年 3 月	ヤフー株（現 LINE ヤフー株） 入社
	2018 年 4 月	同社 執行役員コマースカンパニー事業推進室長
	2021 年 3 月	株一休 取締役
	2022 年 4 月	ヤフー株（現 LINE ヤフー株） 常務執行役員 CEO 事業推進室 事業推進統括室長 兼 コマースグループ長
	2023 年 8 月	株一休 取締役会長（現任）
	2023 年 10 月	LINE ヤフー株 上級執行役員コマースカンパニーCEO（現任）
	2024 年 6 月	株ZOZO 取締役（現任）

（２） 監査等委員である取締役の候補者

2025 年 8 月 5 日開催予定の第 62 回定時株主総会に付議予定

氏 名	現在の役職	
今村 俊郎	常勤監査役	新任
塚原 一男	独立社外取締役	新任
浅枝 芳隆	社外監査役	新任
中川 深雪	社外監査役	新任

（３） 退任予定取締役

2025 年 8 月 5 日開催予定の第 62 回定時株主総会終結のときをもって退任予定

氏 名	現在の役職
後藤 玄利	独立社外取締役
興水 宏哲	非常勤取締役

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 第 5 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 第 6 条 (条文省略) (自己の株式の取得) <u>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第 8 条～第 12 条 (条文省略)	第 2 章 株 式 第 6 条 (現行どおり) <削除> 第 7 条～第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会 第 13 条～第 20 条 (条文省略)	第 3 章 株 主 総 会 第 12 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 21 条 当社の取締役は、11 名以内とする。 <新設> (取締役の選任の方法) 第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 20 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、11 名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u> (取締役の選任の方法) 第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その

議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新設>

<新設>

<新設>

（代表取締役および役付取締役）

第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 取締役会の決議によって取締役社長 1 名のほか、必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができるほか、相談役または顧問を置くことができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 25 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

<新設>

議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会の決議によって選定する。

② 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長 1 名のほか、必要に応じて、役付取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 24 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会があらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。

② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等) 第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ② 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 第 29 条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第 31 条 (条文省略)	(取締役会の決議方法等) 第 27 条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ② 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 第 29 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第 31 条 (現行どおり)
<u>第 5 章 監査役および監査役会</u> (監査役の数) 第 32 条 当会社の監査役は、3 名以上とする。 (監査役の選任方法) 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役)	＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞

<u>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) <u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u> <u>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u> (監査役会の決議方法) <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) <u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> (監査役会規程) <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役の報酬等) <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>
<新設> <新設> <新設>	<u>第 5 章 監査等委員会</u> (常勤の監査等委員) <u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) <u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対</u>

<新設> <新設> <新設>	し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。 (監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 (監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。 (監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 計 算 第42条 (条文省略) <新設> (剰余金の配当) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。 ② 前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。 <新設> 第44条 (条文省略)	第6章 計 算 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月20日とする。 ③ 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 第40条 (現行どおり)
<新設> <新設>	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)

	<u>第1条 当社は、第62回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 第62回定時株主総会終結前に会社法第427条第1項の規定により監査役との間で締結していた、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u>
--	--